

## 「建設工事配置技術者の取扱いについて」の一部改正について

### 1 一部改正の背景

運用基準の改正に伴い、運用の見直し箇所について改正を行う。

### 2 一部改正の内容

- (1) 注意書きに保険者番号等に黒塗りが必要な旨を追記する。
- (2) 若手技術者育成のための現場代理人の配置要件緩和を削除し、予備の配置予定技術者の取扱いを追記する。
- (3) 特例監理技術者の配置について追記する。

### 3 施行期日

令和3年6月1日